

## 札幌市水道局余裕期間制度（フレックス方式）試行要領

令和元年 11 月 12 日水道事業管理者決裁

### （趣旨）

第 1 条 この要領は、札幌市水道局が発注する工事において、発注者があらかじめ設定した全体工期内で、受注者が工事の始期と終期を選択して契約を締結できる制度を試行するにあたり、必要な取扱い等について定める。

### （定義）

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 全体工期 通常工期と余裕期間の合計
- (2) 通常工期 通常の積算により算出した工期（標準工期）
- (3) 実工期 全体工期内で、受注者が設定した契約書上の工期
- (4) 工事開始日 受注者が設定した工事の始期

### （対象工事等）

第 3 条 札幌市水道局が発注する工事のうち、余裕期間制度（フレックス方式）（以下、「フレックス工期」という。）を適用するものは、次の事項を踏まえ、工事等担当部長（札幌市水道局工事施行規程（平成 4 年水道局規程第 10 号）第 2 条第 4 号に規定する工事等担当部長をいう。）が選定するものとする。

- (1) 余裕期間を設定しても、供用開始に影響を及ぼさない工事であること。
- (2) 余裕期間を設定しても、翌債等で承認された期日を超えない工事であること。
- (3) 予算の執行において、支障が生じない工事であること。

### （余裕期間の設定）

第 4 条 余裕期間は、6 か月を超えない範囲で設定すること。ただし、債務負担行為に基づき請負契約を締結する工事の場合は、この限りではない。

### （工事費の積算）

第 5 条 工事費の積算は、落札決定日の翌日から 5 日後を工事開始日とする工期を基準とした積算方法により行うものとし、通常工期を超えた期間に係る積算上の割増しは、行わないものとする。ただし、債務負担行為に基づき請負契約を締結する工事の場合は、この限りではない。

(入札の告示及び特記仕様書等の記載)

第6条 フレックス工期により実施する入札の告示及び特記仕様書等の記載事項については、次のとおりとする。

1 告示（告示別表等）

- (1) 工期について
- (2) その他注意事項等

2 特記仕様書

- (1) 主任技術者等の専任期間について
- (2) 工期について
- (3) その他注意事項等

(実工期の申出)

第7条 発注者は、落札決定後、契約までの間に、別記様式により当該落札者から実工期の申出をさせるものとし、当該申出期間を契約書に記載するものとする。

(経費の負担)

第8条 フレックス工期に基づく契約により増加する経費は、受注者が負担するものとする。

(前払金の取扱い)

第9条 受注者は、契約書で定めた工期内において、前払金を請求できるものとする。ただし、債務負担行為に基づき請負契約を締結する工事において、「契約を締結した会計年度については、前払金を請求することができない」旨の条項を追加した契約については、工期内であっても、契約年度において前払金を請求することができないものとする。

(工事開始日前の取扱い)

第10条 工事開始日前の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 契約締結日から工事開始日の前日までの期間は、当該工事現場の管理を発注者の責任において行うものとする。
- (2) 受注者は、契約締結日から工事開始日の前日までの期間は、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならないものとする。

(技術者の配置)

第11条 契約締結日から工事開始日の前日までの期間は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。

(工期の延長)

第 12 条 受注者は、契約締結後において、技能労働者や建設資材等の確保のため工事全体の工事行程を見直す必要が生じた場合は、発注者があらかじめ設定した全体工期の終期までは、工期の延長を請求することができるものとする。

(契約の保証)

第 13 条 契約保証期間は、契約締結日からしゅん功日までを含む期間を対象とする保証とする。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、水道局給水部長が別に定める。

附則

- 1 この要領は、令和 2 年 1 月 4 日から施行する。
- 2 この要領は、令和 2 年 1 月 31 日以後に告示される工事から適用する。

別記様式

工期申出書

令和 年 月 日

札幌市水道事業管理者 様

(住所)

請負人

(氏名)

印

令和 年 月 日に落札決定の通知を受けた、次の工事について、実工期を定めましたので申し出ます。

工 事 名	〇〇〇〇〇工事
工 事 場 所	札幌市〇〇区〇〇
契約予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
工 期	令和〇〇年〇〇月〇〇日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。\_\_